

## いちき串木野市暴力団排除条例を遵守する宣誓

いちき串木野市長 様

私の事業者は、いちき串木野市定住促進住宅（以下、「定住促進住宅」という。）を社宅等として利用するにあたり、事業者及び従業員その他関係者はいちき串木野市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員とは関係のないことをここに宣誓します。

これに違反した場合は、使用者である私の事業者が速やかに自らの経費で定住促進住宅からの退去等を行い、定住促進住宅に入居されている住民の皆様に対し誠意をもって対処いたします。

年 月 日

事業者所在地

事業者名

代表者名

⑩

《参考》

＝いちき串木野市暴力団排除条例の抜粋＝

（市が設置した公の施設の使用の不許可等）

第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の許可について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。